

新発田市スポーツ協会規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会の名称は、新発田市スポーツ協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、特定非営利活動法人新発田市総合型地域スポーツクラブ(とらい夢)内に置く。

2 事務局に関する規程は、会長が別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、新発田市における総合スポーツ団体として、この地域内各種スポーツ団体の連絡調整を図り、生涯スポーツの推進と健全な発達に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和に関すること。
- (2) 競技選手の強化と育成に関すること。
- (3) 生涯スポーツの推進と健康・体力の維持増進に関すること。
- (4) スポーツ大会及び各種講演会並びに研究会等のスポーツに関する各種事業の実施又は援助に関すること。
- (5) スポーツに関する功労者等の表彰に関すること。
- (6) スポーツに関する資料の斡旋に関すること。
- (7) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツの育成に関すること。
- (8) 新発田市生涯スポーツ事業の受託に関すること。
- (9) その他本会の目的達成に必要なこと。

第3章 組織及び加盟団体

(組織)

第5条 本会は、加盟スポーツ団体により組織する。

(加盟団体)

第6条 本会の加盟団体は、加盟団体会長会議(以下「会長会議」という。)が承認した次の団体とする。

- (1) 加盟競技団体を有する競技別団体
- (2) 市内の学校を代表する団体
- (3) 10名以上の会員を有し、かつ市内在住者が半数以上占める団体

- (4) 加盟団体を有し、かつ当該地域におけるスポーツ活動を総合的に包括する団体
- (5) その他会長会議の承認を得た団体

2 新たに加盟しようとする団体は、次の事項を具備しなければならない。

- (1) 団体活動の本拠としての事務所を市内に有していること。
- (2) 会則又は規約等を有していること。
- (3) 自ら経理し、監査できる組織であること。
- (4) 各種スポーツ事業の運営とスポーツ振興に協力し参加できること。

(加盟申請)

第7条 本会に新たに加盟しようとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書（加盟申請理由、事務所所在地、代表者の連絡先等を記載）
 - (2) 会則又は規約等
 - (3) 役員名簿（役職、氏名、住所等を記載）
 - (4) 前年度事業報告書、収支決算書及び当該年度事業計画書、収支決算書
- 2 必要に応じて前項に定めるもの以外の書類等について、提出を求めることができる。
- 3 新に加盟しようとする団体の申請書の受付期間は、毎年11月から12月末日とする。

(加盟負担金)

第8条 加盟団体は、加盟負担金を毎年指定する期日までに納入しなければならない。ただし、会長が認めるときはこの限りでない。

(退会)

- 第9条 加盟団体が本会を退会しようとするときは、文書によりその理由を添え会長に届け出なければならない。
- 2 前項の文書の受付期間は、毎年11月から12月末日とする。
 - 3 会長は、加盟団体から退会に関する届出書が提出されたときは、会長会議に報告しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	1名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

(正副会長、正副理事長、常任理事、監事の選出及び委嘱)

第11条 会長は、別に定める方法により選出し、会長会議で決定する。

- 2 副会長は、会長が加盟団体の正副会長から指名し、会長会議の承認を得て、これを委嘱する。
- 3 理事長及び副理事長は、常任理事の互選とし、会長がこれを委嘱する。
- 4 常任理事は、会長が加盟団体の役員または本会理事の中から指名し、これを委嘱する。
- 5 監事は理事の互選とし、会長がこれを委嘱する。

(理事の選出及び委嘱)

第12条 理事は、加盟団体より2名選出し、会長がこれを委嘱する。

- 2 常任理事に選任され、選出理事に欠員が生じた加盟団体は、これを補充する。
- 3 学識経験者及び会長が特に必要と認めた者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱することができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とし、任期満了後といえども後任者の就任あるまではその職務を行う。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がこれを代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受け会務を処理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるとき又は欠けたときはこれを代行する。
- (5) 常任理事は、本会の事業及び会計並びに会務を分担する。
- (6) 理事は、選出加盟団体を代表し、本会との連絡調整を行う。
- (7) 監事は、本会の会計を監査し、会計年度終了後の最初に開催される理事会又は理事の3分の2以上の要求があったときは報告しなければならない。

第5章 顧問及び賛助会員

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長会議の承認を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、総会の会議に出席することができ、会長の諮問に応ずる。

(賛助会員)

第16条 本会に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員とは、毎年1口(2,000円)以上の会費を納入した者とし、また、特別功勞のあった者を名誉賛助会員とする。

第6章 会 議

(会議の種類)

第17条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 会長会議
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(会長会議)

第18条 会長会議は会長が招集し、議長は会長があたる。

2 会長会議に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会長の選出及び決定に関する事。
- (2) 副会長の承認に関する事。
- (3) スポーツ団体の加盟及び退会に関する事。
- (4) 顧問の承認に関する事。
- (5) 本会の基本運営方針に関する事。
- (6) 規約及び新発田市スポーツ協会会長選出内規の改廃に関する事。
- (7) 本会の重要な事業の企画及び予算の執行に関する事。
- (8) その他本会の解散等重要な事項に関する事。

3 加盟団体会長の代理として出席できる者は当該団体の副会長とし、開会前に代理者の氏名を書面で届け出なければならない。

4 会議は加盟団体の3分の2以上の出席で成立し、出席加盟団体の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 会長会議は、毎年度1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたとき又は加盟団体会長総数の3分の2以上の請求があった場合は開催するものとする。

(理事会)

第19条 理事会は会長が招集し、議長は会長があたる。

2 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 当該年度の事業計画、予算及び事業報告並びに決算の決議承認に関する事。
- (2) 新発田市スポーツ協会表彰規程の改廃及び表彰者の承認に関する事。
- (3) 加盟団体の連絡調整に関する事。
- (4) 理事からの提案事項の処理に関する事。
- (5) 新発田市スポーツ少年団の本部長及び事業並びに予算決算の承認に関する事。
- (6) その他本会の目的並びに事業達成に必要な事。

3 理事の代理として出席する場合は、開会前に代理者の役職及び氏名を書面で届け出なければならない。

4 会議は加盟団体の3分の2以上の出席で成立し、出席加盟団体の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 理事会は、毎年度四半期ごとに1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたとき又は理事総数の3分の2以上の要求があった場合は開催するものとする。

(常任理事会)

第20条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 常任理事会は、会長会議又は理事会に付議すべき事項の企画立案等にあたり、承認決議された事項に基づき執行する。
- 3 常任理事会の議事は、すべて合議による。
- 4 常任理事会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議事録の作成)

第21条 会長会議及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名
 - (4) 承認決議事項
 - (5) 議事の経過概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印するものとする。

第7章 新発田市スポーツ少年団

(設置)

第22条 本会に市内のスポーツ少年団によって構成する新発田市スポーツ少年団を置く。

(業務)

第23条 新発田市スポーツ少年団は、第4条第7号の事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。

第8章 会計

(経費の種別)

第24条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 加盟負担金
- (2) 賛助会費
- (3) 事業収入
- (4) 補助金、寄附金、その他の収入

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 個人情報の保護

(個人情報の取扱い)

第26条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 雑 則

(委任)

第27条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成19年3月27日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成22年5月11日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成23年3月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成24年8月23日から施行する。

附 則 (全部改正)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この規約の施行以前から現に顧問であった者は、すでに第14条第2項の規定により承認され委嘱されたものとみなす。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成26年5月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、令和3年4月1日から施行する。